

令和7年度

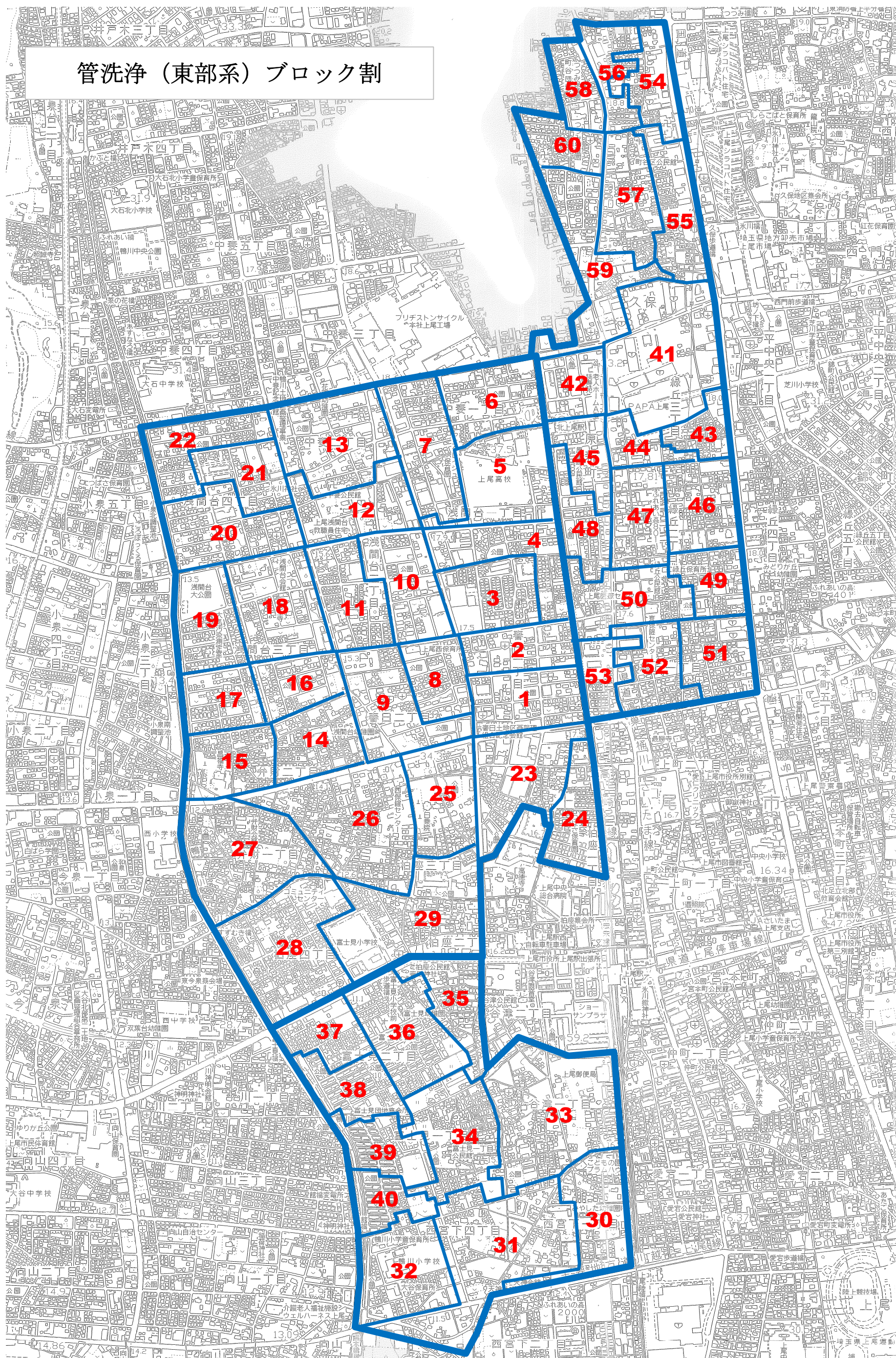
委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託業務の名称 管 洗 浄 業 務 （東部系）
- 2 業 務 場 所 上尾市東部系給水区域内の一部
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和8年1月30日まで

委 の 大 要	管洗浄作業(夜間) 管洗浄ブロック数 60 ブ ロ ッ ク
------------------	---

上尾市上下水道部水道施設課

管洗浄（東部系）ブロック割



費 用 内 訳 書								
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直 接 業 務 費								
管洗浄作業								
	事前調査(昼間)	弁・管網等 確認	打合せ含む	日	60.0			一位代価表1 号の通り
	洗浄作業(夜間)	本管洗浄	(残塩測定・採水)を含む	日	60.0			一位代価表 2 号の通り
	チラシ作成(昼間)	印刷(用紙代含む)		式	1.0			一位代価表 3 号の通り
	チラシ配布			戸	18,000			
	ライトバン運転工			日	60.0			一位代価表 4 号の通り
	報告書作成			式	1.0			
直接経費(安全費)				式	1.0			
	交通誘導員			式	1.0			一位代価表第5号の通り
業 務 原 価								
	諸経費			式	1.0			
委 託 価 格								

[illegible]

事前調査(昼間)

1 日(ブロック) 当 一 位 代 価 表

第 1 号

種 別	項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
弁・管網等 確認	土木一般世話役			人			
	普通作業員			人			
計							

洗浄作業(夜間)

1 日(ブロック) 当 一 位 代 価 表

第 2 号

種 別	項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本管洗浄	土木一般世話役			人			
	普通作業員			人			
	軽作業員			人			
計							

[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

管洗浄業務（東部系）特記仕様書

本仕様書は、上尾市（以下「発注者」という。）が委託する管洗浄業務について必要な事項を定めたもので、受注者は、この仕様書に基づいて委託業務を行うものとする。

1. 目的

この業務は、配水管内を洗浄することにより、管内に発生する沈殿物や管内に付着した鉄サビ等を除去するとともに、停滞水による水質の悪化を改善するため、計画的に実施し、より安心で安全な水道水の供給を図るものである。

2. 法令等の遵守

受注者は、業務実施にあたり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。「関係法令」とは、水道法、消防法、道路法、その他必要な法令、条例、規則をいう。

3. 業務実績及び確約書の提出

落札候補者は、令和7年6月25日までに、次の事項に関する書面を発注者に提出する。

- (1) 過去10年度間（平成27年度～令和6年度）に国、地方公共団体又は水道事業体が発注した公道における水道管のバルブ開閉作業による管洗浄業務の業務実績の証として契約書の写し及び完了検査結果通知書等の写し（1件でも可）
- (2) 本特記仕様書に基づき必要人員（6名以上）を確保する旨、及び緊急時の対応として1時間以内に初期対応のできる業務従事者が2名以上の体制がとれる旨を記した確約書（第1号様式）及び初期対応可能業務従事予定者2名以上の待機所在地市町村名簿

4. 監督員

監督員とは、発注者の指定する職員をいう。なお、監督員は次の権限を有する。

- (1) 管洗浄作業の施工管理及び検収に関すること。
- (2) 受注者に対して指示、協議に関すること。

5. 現場責任者及び技術管理者等の資格

- (1) 業務に従事する者のうち現場責任者にあたる者は、給水装置工事主任技術者及び貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者とし、給水装置工事主任技術者免状の写し及び貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の写しを添付すること。
- (2) 水道維持管理に深く関わる業務であるため、技術管理者は業務の履行の技術上の管理をつかさどるため、水道技術管理者または水道管路施設管理技士1級の資格を有する者とし、水道技術管理者資格取得講習会修了証書の写し、または水道管路施設管理技士1級の資格登録証の写しを添付すること。

6. 着手書類の提出

受注者は、業務着手届、現場責任者等通知書、技術管理者届、同経歴書、工程表、その他発注者の指定する書類を契約日から10日以内に提出すること。

7. 身分証明書の交付

本業務に従事する者は、発注者が交付した身分証明書を常に携帯し、提示を求められた時には速やかに提示する。また、腕章「上尾市」を常に身につけること。

8. 管洗浄作業業務実施時間

作業時間は原則夜間とし、午後10時から翌午前5時まで、翌日が土曜・日曜・祝日でない日に実施する。作業時間内に各排水箇所において、水に色・濁り、浮遊物等が無いことを目視により確認して終了とする。ただし、発注者が必要と判断したときは、監督員の指示を仰ぎこれ以外の時間において管洗浄を実施することができる。

9. 道路使用許可等

受注者は、本業務を行うにあたり、必要に応じ速やかに警察等に道路使用許可申請をしなければならない。

10. 業務内容

受注者は、業務の本旨に従い善良な管理をもって作業を行うこととし、業務内容は、次によるものとする。

(1) 業務計画書の作成

受注者は、監督員の指示に従い、発注仕様書に添付した管洗浄のブロック割り図を参考に、浄水場の水運用および配水管布設工事等を考慮したうえで、次の事項を記載した業務計画書を作成し、契約締結後14日以内に発注者に提出する。

なお、全ブロックの管洗浄について、令和7年12月24日までに完了させること。

- ① 業務概要
- ② 業務実施体制
- ③ 業務工程表
- ④ 業務管理（安全・品質・労務等）
- ⑤ 緊急連絡体制

(2) 管洗順路図の作成

上尾市給・配水施設管理図や関係書類をもとに、洗浄弁、消火栓、仕切弁、受水槽のバルブ、排水設備等の位置を確認し操作手順を検討する。管洗浄を行う順番や日程が決まったら、ブロックごとに予定管洗順路図（別紙第2号様式）を作成する。なお、予定管洗順路図は、1週間分の作業ブロックについて当該作業2週前の週初めまでに監督員に提出し承諾を得る。

(3) 事前調査

①ブロックごとの給水戸数、受水槽の個数及び位置、飲食店や深夜営業している店舗等を確認し、作業時間等について、受水槽管理者や店舗責任者と作業前に十分余裕を持って調整を行い、トラブルが生じないようにする。

②洗浄弁、消火栓、仕切弁、受水槽のバルブ、排水設備及び排水先は必ず作業前に現地で位置や状況を確認する。バルブが土砂で埋没していた場合は取除き、操作ができる状態にすること。排水先の集水桝等の土砂堆積については、排水の溢流が予想される場合は、概ね1ヶ月前までに監督員に報告し、指示を仰ぐ。

(4) 広報作業

受注者は、作業内容、作業日程、問い合わせ先等を明記したチラシを作成し、当該管洗浄作業の7日前までに対象ブロック各戸にもれなく配布する。

なお、チラシの作成にあたっては、発注者が支給する上尾市の白図を使用するものとし、対象ブロックの誤記等に注意して原稿を作成のうえ、1週間分のブロックのチラシについて、当該作業2週前の週初めまでに監督員に提出し確認を受けた後に印刷する。また、ブロックごとに配布枚数を把握し、後日監督員に報告する。

(5) 管洗浄作業

①配水管洗浄作業は1ブロック4人1組で作業を行うものとする。

②管洗浄の対象管路は呼び径φ50～φ150の配水管及び監督員と協議のうえ決定した配水管とし、大口径から小口径へ洗浄弁や消火栓を使用し、仕切弁の開閉により管内の濁りや夾雑物（シールコート、錆等）、停滞水の排水を行い、水質と残留塩素濃度を改善させる。その際、事前・事後の水質確認（残留塩素の測定と色・濁り、夾雑物の目視確認）を行うこと。なお、水質検査用として1ブロックにつき2箇所、事前・事後の水を専用のボトルで採水し、水質検査記録表（別紙第3号様式）を添えて作業翌日午前9時までに発注者へ提出する。

※残留塩素の測定方法はDPD法とする。測定機器については、事前に監督員の承認を得た機種を使用すること。また、異常値が出た場合は、再測定すること。検査の結果、事後水に異物や水質異常（色度1.0度以上、濁度0.1度以上）が発見された場合、再度採水し同日午後3時までに発注者へ提出のうえ、監督員の指示を仰ぐこと。

③管洗浄作業中、排水先の側溝や集水桝はゴムマット等で蓋をし、洗浄中の水音や水が周囲に飛び散らないように配慮する。また、作業箇所には、（作業員不在の際は特に）保安灯及び反射テープ付きのカラーコーン等を設置し作業中であることが分かるようにすること。

④弁筐・弁室及び桝蓋やグレーチングの開閉は、深夜であるため騒音が発生しないよう慎重に行うこと。

⑤バルブ操作は周囲の管径や管網を確認し、バルブ開閉時に弁体周りに付着した錆が管網に影響を与えないようしっかり錆抜きを行い、作業中は衛生管理に十分注意すること。

⑥管洗浄作業中に、常時開けておくべき（または閉めておくべき）バルブがその状態にないことが判明した場合、現場責任者の判断で開閉操作を行い、作業後日報等により監督員に報告する。なお、即時判断が困難な場合は、そのままの状態とし、日報等により監督員に報告する。

11. 問い合わせ等の対応

現場責任者は携帯電話を常に所持し管洗浄作業区域外も含め、管洗浄に係る問い合わせや濁り、出水不良、給水装置のつまり等の苦情があった場合は、直ちにこれに対応し、結果は必ず報告書にて監督員に報告すること。

12. 報告書の提出

受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

(1) 管洗浄各ブロック作業翌日午前9時までに、管洗浄作業日報、水質検査記録表、実施管洗順路図、ブロック別作業結果、ブロック排水量、ブロック水質判定表（別紙第2号～7号様式）を提出する。

(2) 身分証明書を亡失または損傷したとき。

(3) その他、受注者が発注者に報告することが適当と思われる事態が発生したとき。

13. 成果品

全ブロックの作業完了後、既に発注者に提出した作業日報等を回収のうえ、総括としての水質状況、バルブ確認状況、異物排出箇所一覧、作業写真、作業考察、作業提案等と共にドッチファイルにまとめた作業結果報告書を作成し提出する。

14. 支払い

受注者は、全域管洗浄終了後、作業結果報告書を提出し、発注者の検査に合格した後、委託金額に相当する金額を請求することができる。発注者は、受注者からの請求書に基づき、請求額を支払うものとする。

15. 事故報告

受注者は、作業中、作業後に万が一事故が発生した時は、所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況の内容について、速やかに監督員に報告すること。

※事故とは、交通事故の他、作業時間内に水質を改善できない等の水質事故を含む物や人の損傷、障害発生 の総称。

16. 賠償の義務

受注者は、上記 15. による事故の他、管洗浄作業のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、発注者と協議するもの

とする。

17. 緊急時の対応

火災等の緊急時は管洗浄作業を中止すること。

18. 秘密の保持

受注者は、本業務に関して知り得た配管情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

19. 疑義等の決定

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ定める。

確約書

年 月 日

(宛先)

上尾市長 宛

所在地

受注予定者 商号又は名称

代表者氏名 印

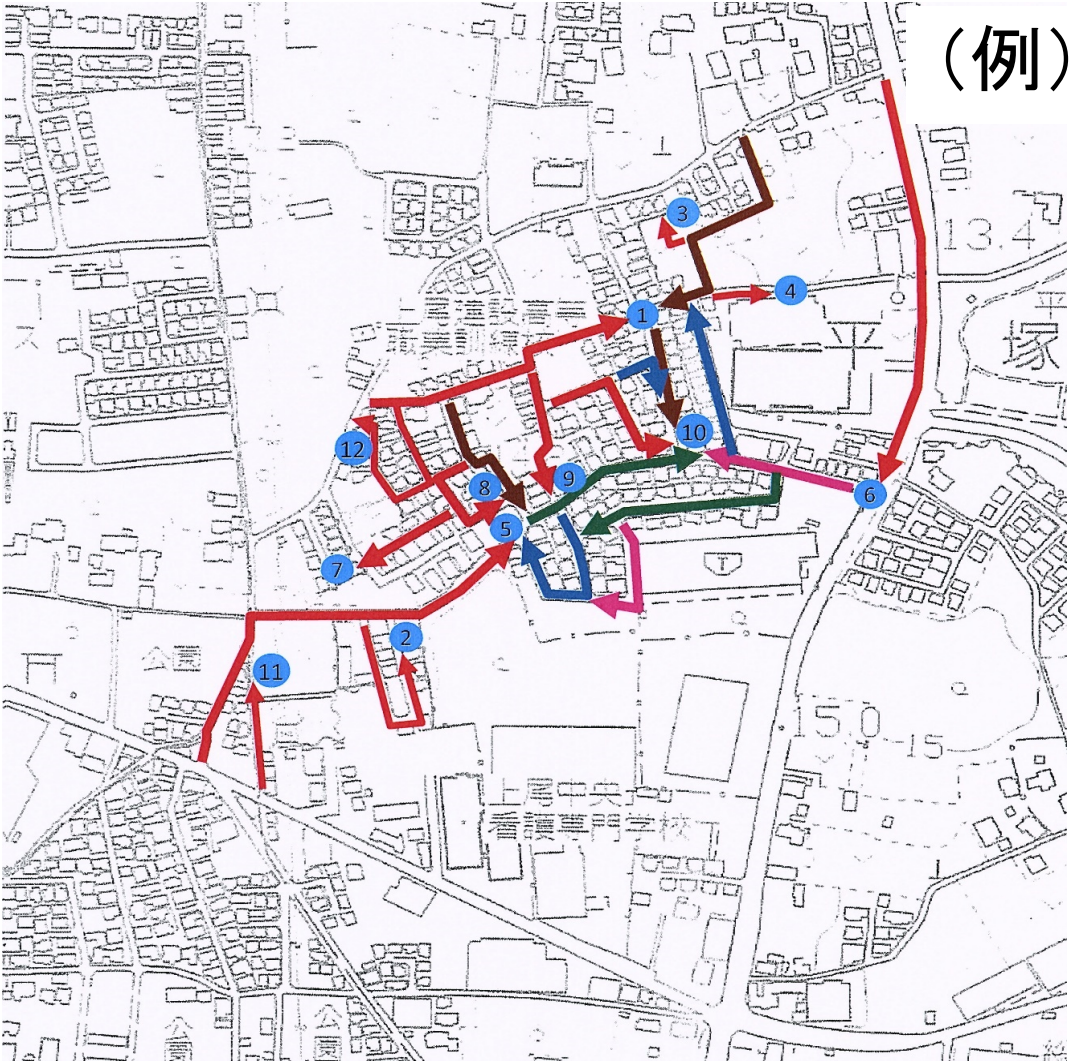
下記の業務について仕様書、特記仕様書に基づき必要人員を確保し、業務履行開始日前までに業務従事者等名簿を提出し、業務履行日より人員を配置し本業務を遅滞なく履行することを確約します。

記

委託業務の名称	管洗浄業務（東部系）
業務場所	上尾市東部系給水区域内の一部
履行期間	契約締結日 から 令和 8 年 1 月 3 0 日まで

予 定 管 洗 順 路 図

ブロック
作業日 月 日 ()
作業時間 23 : 00 ~ 5 : 00



備考

凡 例	
1	6
2	7
3	8
4	9
5	10
洗淨弁	消火栓

※路線ごとに色別に表示

水 質 検 査 記 録 表

管洗浄業務（東部系）

第 ブロック

令和 年 月 日

容器 番号	採 水 地 点	区 分	残留塩素 mg/L		検 査 項 目			検 査 日	検 査 員
			事前	事後	p H	色度	濁度		
No. 1	採水箇所・・・ 採水時刻	初回						／	
	住所 住宅地図	再検						／	
No. 2	採水箇所・・・ 採水時刻	初回						／	
	住所 住宅地図	再検						／	
備考 残塩測定はD P D法による ●採水ビンについて 事前…1ℓ（透明なガラス容器）を使用。 事後…1ℓ（ポリ容器）を使用。 ●注意事項…容器内と蓋を十分にすすぎ、採水容器 を満水（空気が入らないよう）にして 採水する。		異物確認	No.1			No.2			
		事前							
		事後							
		再検							

排水量（初回 m³） ・ （再検 m³）

第4号様式

課長	主幹	グループリーダー	担当	水道技術管理者	工事リーダー	浄水・水質リーダー

水質担当 管理担当

管洗浄作業日報

事業所名	上尾市上下水道部 水道施設課				
件名	管洗浄業務 (東部系)				
年月日	令和 年 月 日 () 天候 :				
作業員				本日	累計
				名	名
作業内容					
事前作業			チラシ印刷		
チラシ配布			バルブ確認		
作業区域					
現況調査	小計	基	累計	基	
受水槽確認					
受水槽閉栓					
管洗状況					
管洗場所	洗管時間	備考			
総排水量	当日	m ³	累計	m ³	
作業予定	令和 年 月 日 ()				
事前作業			チラシ印刷		
チラシ配布			バルブ確認		
作業区域					
現況調査					
受水槽確認					
受水槽閉栓					
備考					

会社名
現場責任者

印

ブロック別作業結果

作業ブロック ブロック

実施日 月 日

現場にて採取した水の色・濁り、浮遊物等の目視確認による水質判定のほか、ライン毎の排水時間や残留塩素測定器による測定結果を加味し、管洗浄作業中における当該ブロックの総合的な水質を、以下の5段階（ランク）分類基準に照らして判定した。なお、総合判定は必ずしもブロック内ラインの水質判定の平均値ではない。

目視による5段階(ランク)分類基準	
A	無色透明、かつ水中に浮遊物がなく清浄である。
B	比較的透明度が高く、水中に浮遊物が殆どない。
C	水中に錆やシールコートが若干見られる。(微～中) 軽度の色または濁りが確認される。
D	水中に錆やシールコートが見られる。(多～特多) 中度以上の色または濁りが確認される。
E	水中に錆やシールコートが著しい。 重度の色または濁りが確認される。

◇ 管洗状況

水質判定表による全体のランク、汚れ具合（錆、シールコート等）、また水質改善をするためにどの管路が、どれくらいの排水時間がかかったか等を記載してください。

◇ 備考

固着バルブや洗浄管の不具合、また管洗浄を行うための洗浄弁、仕切弁の要望等がある場合、ここに記載してください。

ブロック排水量

令和 年 月 日

排水箇所	排水ライン	排水時間(分)	瞬間排水量(m³/h)	排水量(m³)
○数字 事前採水ライン			小計	0.00

ブロック排水量合計

$$m^3$$

・洗浄中及び洗浄後に現場にて採取した水の色・濁り、浮遊物等の目視確認により各排水ラインの水質を以下の5段階の分類基準により判定する。

2 1